

「 下記のとおり社会福祉事業を変更（廃止）^{したい}_{した}ので、社会福祉法
第 条第 項
第 条の 第 項の規定に基づき、届け出ます。 に
」

改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号を様式第6号とし、様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号 (第2条関係)

年 月 日				
富山県知事 殿		届出代表者 氏 名 印		
住居の用に供するための施設を設置する第2種社会福祉事業開始届				
社会福祉法第68条の2の規定に基づき、下記のとおり住居の用に供するための施設を設置する第2種社会福祉事業を開始したいので、関係書類を添えて届け出ます。				
施設の名称			設置者の氏名又は名称	
施設の所在地			設置者の住所又は所在地	
施設の管理者の氏名			設置者が団体の場合の代表者氏名	
施設の種類			事業開始(予定)年月日	年 月 日
実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴	職名	氏名	略歴	備考
建物その他の規模及び構造	年 月 しゅん工			
	造 階建			
	〔うち当該施設として使用する部分		階部分の 全部・一部 階部分の 全部・一部 階部分の 全部・一部〕	
	建築面積	㎡	敷地面積	㎡
	延床面積	㎡	(うち当該施設として使用する部分 専用 ㎡ 共用 ㎡)	
当該事業に使用する設備の有無				
<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 炊事設備 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他()				
事業経営の方法及び福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法	定員	人	月 日現在実人員	人
	1 事業経営の方法 2 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法			

- 添付書類
- 1 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - 2 条例、定款その他の基本約款
 - 3 役員名簿（住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの）
 - 4 届出の日の属する事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の事業報告書及び決算書
 - 5 富山県社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年富山県条例第52号）第7条の規定に違反しないことを誓約する書面
 - 6 建物その他設備の使用の権限を証する書類
 - 7 建物の配置図及び平面図
 - 8 居室面積及び使用料の一覧表
 - 9 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の履歴書
 - 10 職員の構成、勤務の体制並びにサービス等の提供及び料金の内容を記載した書類
 - 11 運営規程
 - 12 金銭の管理を実施する場合にあつては、金銭管理規程
 - 13 事業開始時における入居者との居室及びサービスの利用に係る契約書案
 - 14 入居者との契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
 - 15 金銭の管理を実施する場合にあつては、事業開始時における入居者との金銭管理に係る契約書案
 - 16 その他必要な書類

備考

- 1 「建物その他の規模及び構造」欄の「全部・一部」は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「建物その他の規模及び構造」欄の「当該事業に使用する設備の有無」は、該当する設備の□の中にレ印を付すこと。
- 3 届出者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県社会福祉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(厚生企画課)
